

◆藤原京右京八条一坊の調査—第90次

1 はじめに

本調査は、市営住宅の宅地造成に伴う事前調査として実施したものである。調査地は、藤原京右京八条一坊東北・西北坪にあたる。

周辺の調査では北隣の右京七条一坊西南坪（第19次調査『概報7』、第49次調査『概報17』・『藤原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』1987年）で、坪の中軸線上に南門、中門、正殿、後殿、後後殿と、東西に脇殿などを整然と配した一町規模の宅地を確認し、同坪西南隅（第78-2次調査『概報26』）や七条大路と西一坊大路の交差点位置（第54-24次調査『概報19』）では、飛鳥川の氾濫を受け、藤原京期の遺構は削平されていることが確認されている。また東隣の右京八条一坊東北坪（第54-19次調査『概報19』）では、東側で日高山丘陵の制約を受けながらも、坪の北から1/4の位置に堀、1/3の位置には坪の東西の中軸線からやや西よりの中軸とした建物など、坪内を整然と割り付けた形で2時期にわたって建物や堀が存在したことが判明している。

今回の調査では、このように藤原京域でも調査が比較的稠密に実施されている地域において、西北坪を斜めに貫流する飛鳥川がその土地利用に与えた影響の具体像と坪内の建物群の配列の実態の解明が期待された。なお調査は東半（4月7日～5月28日）と西半（6月11日～7月30日）に分けて行った。

2 遺構

調査区の基本層序は、上から淡褐色砂（現代盛土）、暗緑灰色土、礫混褐色土、礫混褐色砂・褐色砂（飛鳥川氾濫土）、黄白色粘質土（地山）で、礫混褐色砂上面、褐色砂上面が遺構検出面であった。

検出した主な遺構は、藤原京期に属するものと、中世に属するものの2期に分かれる。

藤原京期の遺構

西一坊坊間路の両側溝、建物6棟、東西堀5条、南北堀4条、土坑1基を検出した。

調査区東側で西一坊坊間路SF1732を検出した。東西に側溝をそなえ、路面幅6.2m、側溝心々間6.8mである。東側溝SD415は、調査区の北から14m分と南端から2.2m分、西側溝SD420は、北から7m分を確認した。ともに現状で幅0.7m、深さ0.1m、埋土は黄色粘土である。なお、SD415の北側には、西に1.2m続く溝SD447があり、この埋土も黄色粘土であることから、鍵手状に折れ曲がる可能性もある。

右京八条一坊東北坪の遺構は、東側溝の東4.2mに南北堀SA414がある。柱間は3間（1.8m等間）である。

西北坪については、西一坊坊間路西側溝の西2mにある南北堀SA421（柱間2.1m等間）が、坪の東側を画する堀で、調査区の南北全長にわたって13間分を確認した。柱掘形は比較的大型で一辺1.2～1.5mの方形を呈する。調査区を拡張して、この北端部で東西堀SA445（柱間2.8m等間）が西に鍵手状に取り付くのを確かめた。これは坪の北側を画する堀である。東西堀SA422（柱間2.2～2.7m）は、SA445がSA421に取り付く柱穴から南、柱間3間分の位置にある。ただし東端部はSA421に接続せず、5mほど離れる。西に7間分を確認したが、その先は伸びない。調査区西側でSA421・445と柱穴の規模がほぼ同じである南北堀SA441（柱間2.1m等間）を検出した。その東3.9mに、SA441と柱間のほぼ等しい南北堀SA440がある。坪東端のSA421からの距離はSA441まで57.7m、SA440まで53.8mである。

坪内の建物遺構は、中央に2棟の東西棟建物、坪東寄りと坪西寄りにそれぞれ2棟の南北棟建物を検出している。中央の東西棟建物SB430とSB431は南北に並ぶ。SB430は桁行6間（2.55m等間）、梁間2間（2.1m等間）で、棟通りの東から2間目と5間目に柱穴がある。

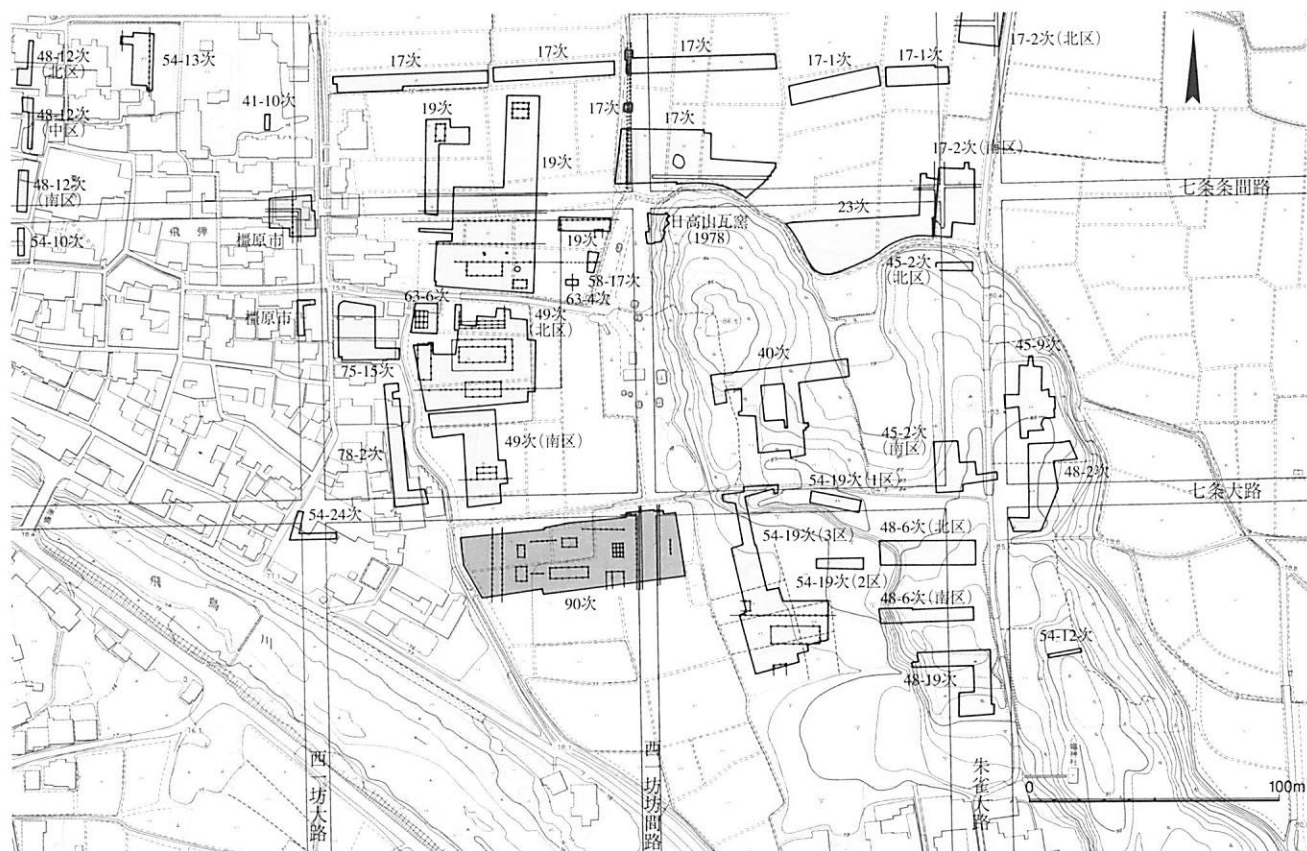


図13 第90次調査位置図 1:3000

SB431は桁行2間(2.9m等間)、梁間2間(1.6m等間)である。これらの建物の東西方向の中軸線は、SA421とSA440の間の二等分線に近い。

坪東寄りでは南に西庇付の南北棟建物SB428がある。身舎の桁行2間以上(2.3m等間)、梁間2間(2.2m等間)である。この北にはSB428の身舎側柱に柱筋を揃えて南北棟総柱建物SB425がある。桁行3間(1.8m等間)、梁間3間(1.4m等間)である。SB425とSA422の間にある東西塀SA423は、柱穴が小さく直径0.3mほどである。柱間は2間(柱間は東が2mで西が3m)である。

坪西寄りでは、南に南北棟建物SB437があり桁行3間(1.8m等間)、梁間2間(2.1m等間)である。この北の南北棟建物SB436は桁行3間(1.7m等間)、梁間2間(1.3m等間)である。SB430とSB437の間には東西塀SA438がある。柱間2間(2.5m等間)で、SB430とSB437の間を南北に仕切る。SB431とSB436の北側柱にそろう形で東西塀SA446がある。柱穴の規模はSA423とほぼ同じである。柱間は5間(柱間1.8~2.2m)である。

土坑SK435は、東西6m、南北3m以上、深さ0.2mで埋土に藤原京期の土器を含む。調査区の中央北端にあり、東西塀SA422の西延長上にあたる。

中世の遺構

斜行溝1条、東西溝1条、南北溝1条、土坑2基、井

戸5基などを検出した。

斜行溝SD444は、調査区の西隅を南東から北西へ流れる12世紀頃の飛鳥川の一部である。幅4m以上、深さ1.6m以上を確認した。東西溝SD418は調査区の東南隅を東から西へ流れる。深さ0.2m。時期は、11世紀末から12世紀後半である。南北溝SD424は調査区の中央を南から北へ流れる。深さ0.2m。時期は12世紀後半である。

土坑SK427・429は、ともに深さ0.3mほど。時期は14世紀から15世紀頃である。

井戸は、調査区の東から順にSE413・419・432・433・442がある。いずれも12世紀頃のものである。SE442は直径1.5m、深さ1mの円形掘形に、高さ0.2~0.3m、直径0.3mの曲物を掘形の北寄りに4段積み重ねる(図16)。なお、井戸を埋め戻す際に、4段目の最上面まで埋め戻した後、瓦器碗を4個と3個ずつ入れ子状に置き(図17)、さらに、そのまわりを20cm程の石で囲い、口縁部を下にした羽釜で蓋をしている(図18)。ただし羽釜の底部は後世に削平されているため、本来、底部が完形であったかは不明である。

3 出土遺物

出土遺物は、溝や井戸、柱穴などから出土した土師器・須恵器・瓦器などの土器と、ごく少量の瓦である。ここでは中世井戸SE442の資料を図示する(図15)。

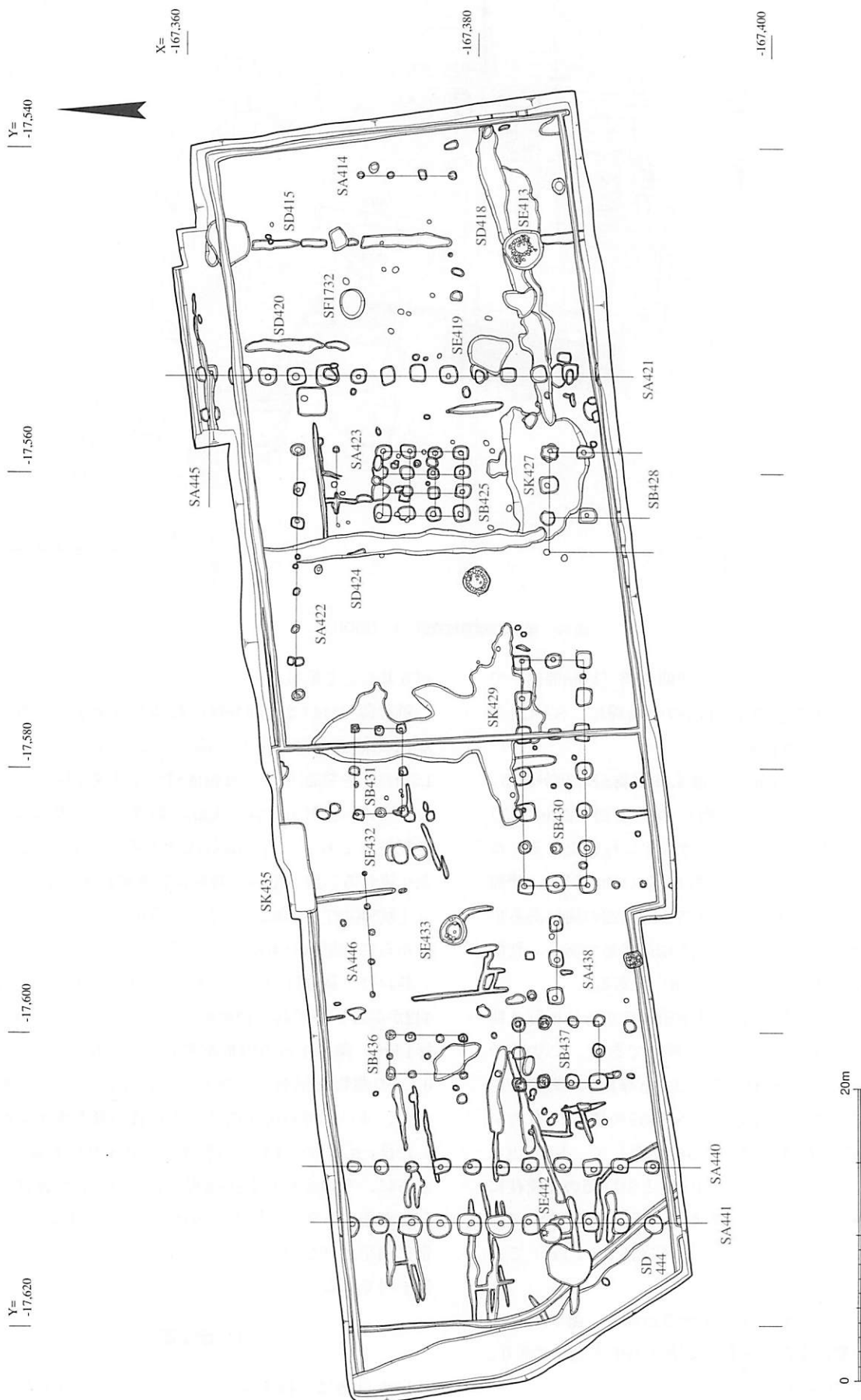


圖14 第90次調査遺構図 1:400

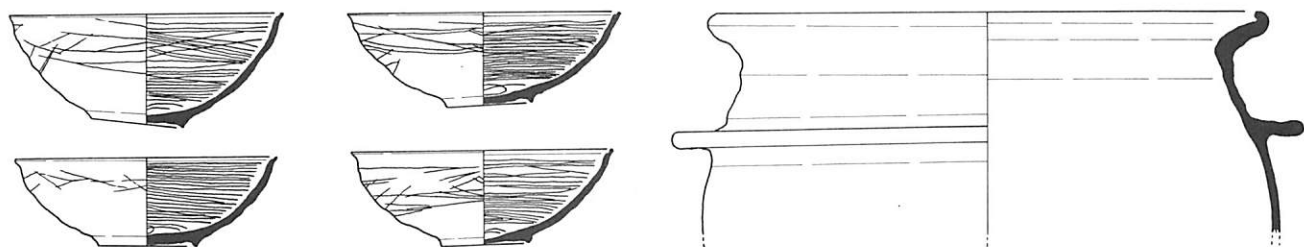


図15 井戸SE442出土土器 1:4

4 まとめ

藤原京期と中世の遺構が見つかった。特に藤原京期の条坊遺構と土地利用に関して大きな成果があがったので、その成果を、ここにまとめておきたい。

西一坊坊間路 東西両側溝を確認した。西側溝SD420や南北堀SA421は、右京七条一坊西北坪で確認（第17次調査『概報6』）した、西側溝と坪の東を画する南北堀の南延長線上に位置する。また七条一坊西北坪では東側溝は検出できなかったが、今回確認した両側溝の溝心々距離6.8mは既知の坊間路の規模とほぼ合致し、SD415を東側溝とみなせよう。

七条大路 道路側溝は確認できなかったが、今回みつかった西北坪の北を画する東西堀SA445と右京七条一坊西南坪（第49次調査）で確認した南を画する東西堀の間15mにあったと考えられる。

西北坪の土地利用 北は七条大路に沿って東西堀SA445、東は西一坊坊間路に沿って南北堀SA421がめぐる。西には、外側に南北堀SA441、内側に南北堀SA440がある。この内、内側のSA440と東のSA421との堀間距離53.8mの2等分位置を中軸線にして、整然とした建物配置を見ることができた。したがって外側のSA441については、柱間寸法が同じなのを根拠に、SA440と一連とする他に、SA440の西に追加したか、あるいは建て直しの可能性もあろう。さらにSA440は坪中心線より東8.9mに、SA441は坪中心線より東5.0mにあって、どちらも坪中心線の東にある理由については右京七条一坊西南坪にある宅地の南門から南に延びる道路をSA440やSA441の西側に想定してはどうか。すなわち南北堀の位置を、北側の宅地利用を考慮した結果であると推定するのである。なお、今調査区は当坪の北から1/4までで南を画する堀は確認していない。が、SA440やSA441の南延長上で現飛鳥川の右岸堤防に交差する位置が、ほぼ当坪の南北2等分線上にあたることは注目される。

以上のように、今回の調査では調査区全面に藤原京期の遺構が良好に残存していたので、藤原京の条坊とその利用法の実態について特に重要な資料を提供することとなった。今後の周辺での調査の進展を期待したい。

（伊藤敬太郎・深澤芳樹）



図16 井戸SE442



図17 井戸SE442 瓦器を埋納した状況



図18 井戸SE442 羽釜で蓋をした状況

◆土師質の当具について

飛鳥池遺跡（飛鳥藤原第93次調査）からは、土師質当具2点（42頁、図48）が出土している。ここでは他遺跡の出土例も含め、当具とそれを使用して作られた土器について考えてみたい。

まず土師質当具について説明しよう。飛鳥池遺跡で出土した当具1は土師質。胎土は砂粒を含み粗く、明橙色を呈す。当部中央付近に黒斑がある。全形は葎形で当部が直径7.0cmのほぼ円形、握部は一辺2.5cm、長さ1.5cmの直方体状をなす。当部はやや外膨らみのカーブを描き、無紋。外側に数箇所の傷がある。表面の調整はナデ。当部と握部の接する部分は指押さえによるくぼみがある。当具2も土師質。胎土は密で、淡黄色を呈す。当部中央付近と握部に黒斑がみられる。全形は葎形で、当部が直径4.4cmのほぼ円形、握部は長さ1.0cm、断面1.8×1.4cmの楕円形を呈す。当部はわずかに外膨らみのカーブを描き、無紋。表面の磨滅が著しいため調整は不明である。

平城宮第18次調査出土の当具（図19-1）は土師質。胎土はやや粗で、黄褐色を呈す。当部上面から側面にかけて黒斑の付く箇所がある。全形は截頭円錐形。当部は直径7.8cmのほぼ円形で、

握部は長さ8.0cm、断面は上端部で直径3.9cmのほぼ円形をなし、当部に近づくにつれて太くなる。当部はやや外膨らみのカーブを描き、無紋。調整はナデで、握部にはてづくねで成形した際、握り出した指の痕跡が明瞭に残る。

飛鳥池遺跡の当具は共に上層の工房作業面から出土しており、他の出土遺物からみて7世紀後半のものである可能性が高い。平城宮出土の当具は、8世紀以降の包含層から出土している。

上記の当具に共通するのは①土師質、②有黒斑（野焼きである）、③当部が無紋、の3点である。①・②から、当具は土師器と同じ焼成法によっており、これらの当具は土師器を作るための道具であった可能性が高い。それでは7世紀から8世紀にかけてつくられた土師器に、③無紋の当具を使用してつくられた痕跡はあるのだろうか。

7・8世紀の土師器甕のなかには、内面底部から体部にかけて円形状の凹面がみられるものがある。また外面に内面の凹面に対応して平坦面も観察できる場合がある。これは成形の際内面に当具を当てがい、外面を叩いたためと考えらる。ここで今一度土師器甕内面の当具痕を詳しく観察してみると、さまざまなタイプのものがあることがわかる（図20-3～6）。3・4には浅く丸

く凹んだ痕跡がある。凹面のなかには微少な凸部がついており、それがそれぞれ同一の形状を有し、かつ、同じ位置関係を保っている。したがってこの凹面は無紋当具の当たった面で、凸部は当具本体の傷もしくは亀裂が、甕の器面にスタンプされたものと推定される。実際飛鳥池遺跡の当具1には当部上面外側に数カ所の傷があり、この部分を当てがった場合、4のようなスタンプ痕がついたであろう。5・6は共に同心円紋がついているが、5は当具に同心円の刻みを入れたもの、6は無紋の木製当具の木目部分が浮き出たものと考えられる。

以上の事実から、7・8世紀の土師器甕には叩きの技法で作られているものがあり、甕内面に残る当具痕から当具は、土製や木製、有紋か無紋かなど多様であったことがわかる。民族例では当具に円石を使用したり、手を当てる例も報告されている。実際、土師器甕内面に小さな窪みがみられる場合もあり、断定はできないがこれらの方法で製作していた可能性も残る。ともあれ今回紹介した3点の当具は、土師器甕を製作するに際し、その技法の一つとして、土師質無紋当具を使用していたことを裏づける資料といえよう。

（渡邊淳子）

